

回 覧

令和7年4月24日

各自治会長 様

小清水町長 久保 弘志

町有住宅の入居者募集について

日頃より、本町行政の円滑な推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
このことにつきまして、下記のとおり入居者の募集をいたしますので、入居をご希望される方は申込みされますよう、貴自治会内に周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 募集住宅

住宅区分	名称（月額家賃）	募集戸数	間取り	地区	募集方法
公営住宅	小清水団地	1	2LDK	元町1丁目	定期
		複数	3LDK		随時
	若木団地	1	2LDK	南町1丁目	定期
	南団地	複数	2LDK	南町1丁目	随時
	新浜小清水団地	1	2LDK	浜小清水	定期
	新浜小清水B団地	1	2LDK	浜小清水	定期
	新止別団地	3	2LDK	止別	定期
特定公共賃貸住宅	南団地	2	3LDK	南町1丁目	定期
地域特別賃貸住宅	桜ヶ丘（33,000円）	1	3LDK	元町1丁目	定期
	7区川東（49,000円）	1	3LDK	南町1丁目	定期
	9区北（42,000円）	1	1LDK	南町2丁目	定期

・公営住宅

住宅に困窮する低額所得者などを対象とした低廉な家賃の住宅です。

・特定公共賃貸住宅

公営住宅の収入基準を超える中堅所得者を対象とした住宅です。

・地域特別賃貸住宅

公営住宅のような所得等の要件のない、固定家賃で賃貸する住宅です。
周辺の民間賃貸住宅と同程度の家賃を設定しています。

・定期募集

空室が少ない団地で、均等な入居機会を確保するため公募しています。

・随時募集

複数の空室がある住宅で、随時入居の申込みを受付けています。
ただし、空室の減少により定期募集に切り替える場合があります。

申込みの方法や要件は裏面をご確認ください。

2. 申込み方法等

印鑑と必要書類をご用意のうえ、下記の期日までにお申込みください。
必要書類は申込み住宅によって異なりますので、事前にお問合せください。

3. 入居者の決定方法

応募多数の場合、町営住宅入居者選考審議会の意見を聞き入居者を決定します。

4. 住宅使用料（家賃）について

- ・公営住宅及び特定公共賃貸住宅は、世帯の合計所得金額や扶養等の控除により算出した政令月収に応じて家賃を決定します。
- ・地域特別賃貸住宅は、住宅ごとに固定家賃を設定しています。
- ・住宅使用料の他に、別途給湯器機等のリース料がかかります。

5. 主な申込要件

共通事項

- ・持ち家がなく、住宅に困窮している方
- ・町税等の未納や滞納がない方
- ・暴力団員でない方
- ・町民又は本町に転入予定の方

公営住宅

- ・同居する親族がいる方（高齢者、障がい者、生活保護受給者など一定の要件を満たす方は単身で申込みことができます。）
- ・政令月収が158,000円以下の方（高齢者と未成年のみの世帯、未就学児や障がい者がある世帯などは214,000円以下）

特定公共賃貸住宅

- ・同居する親族がいる方（地域振興のために都市部から転入される方など一定の要件を満たす場合は単身で申込みことができます。）
- ・政令月収が158,000円を超え487,000円以下の方

地域特別賃貸住宅

- ・共通事項以外の要件はありません

定期募集の申込期日

令和7年5月23日（金）

申込み・お問合せ先

小清水町建設課建設係（3番窓口）

電話番号：0152-62-4475

各自治会長 様

小清水町長 久保 弘志

地域対応活用住宅の使用者募集について

日頃より、本町行政の円滑な推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
このことにつきまして、下記のとおり使用者募集を開始いたしましたので、入居をご希望される方は申込みされますよう、貴自治会内に周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 地域対応活用住宅とは

近年、人口減少などにより空室が増加している地域の公営住宅を、地域課題の解決等に有効活用するため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき、公営住宅本来の入居対象者以外に使用することについて国から承認を受けた住宅です。

このたび、小清水町では、従業員の住宅確保に困窮する町内事業者には社宅として貸付け、本来は所得制限などにより入居することが難しい就労者や若年者などが公営住宅に入居することにより、高齢化が進行する団地や地域の活性化を図ることを目的として、地域対応活用の承認を受けました。

2. 申請要件

主な要件は以下のとおりですが、詳しくは建設課建設係までお問合せください。

- ・使用者の要件
 - ①原則として町内に事業所を有する事業者
 - ②町税等に未納や滞納がない方
 - ③暴力団又は暴力団員でない方
- ・入居者の要件
 - ①町内事業所に就労する従業員（就労予定を含む）
 - ②原則として町民又は小清水町に転入予定の方
 - ③暴力団員でない方
 - ④入居する従業員とその家族は地域の自治会に加入し自治会活動に積極的に参加する意思のある方

3. 募集住宅

団地ごとに募集戸数が決まっており、空室の状況により使用できる間取りが異なります。

- ・小清水団地 8戸（現在、2LDK、3LDKどちらにも空室があります。）
- ・南団地 6戸（現在、空室は2LDKのみとなっています。）

【裏面に続きます】

4. 申請方法

申請書には個人事業主又は法人の代表者の自署又は押印が必要です。
必要に応じて印鑑をご用意のうえ、**建設課建設係窓口**にてお申込みください。
随時受付をしておりますが、定数に達した場合は募集を停止しますので、事前にお問合せください。

5. 住宅使用料（家賃）について

築年数や面積などにより、住宅ごとに固定の家賃が設定されており、現在募集している小清水団地、南団地ではおおよそ28,000円～35,000円の使用料になります。

6. 注意事項

- ・地域対応活用住宅は、公営住宅本来の入居対象者の入居を阻害しない範囲で有効活用することが認められた住宅であり、その年度ごとに活用可能な住宅の承認を受けていることから、原則として使用期間は1年以内（その年度の3月末まで）となります。
※空室に余剰があるなど本来入居者の入居が阻害されないことが確実で、翌年度も国からの承認を受けられた場合に限り、使用期間を1年延長することができます。
- ・同一国籍かつ同性の従業員は部屋数を上限として同居が可能です。親族の同居に人数制限はありません。
- ・町外や外国籍などの入居者は住民票や在留資格を確認する場合があります。
- ・駐車場は1戸につき1台のみ使用可能です。
- ・ペット等の飼育はできません。

申込みにあたり、ご不明な点などがありましたらお気軽にお問合せください。

お問合せ先
小清水町建設課建設係（3番窓口）
電話番号：0152-62-4475